	ロ　すずき目	
	(1)　モロネ科	
1	*Morone chrysops*（ホワイトバス）	*Morone saxatilis*（ストライプトバス）
備考　括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。		

別表第三　外来生物の器官（第三条関係）

項	種　名	器　官
1	*Alternanthera philoxeroides*（ナガエツルノゲイトウ）	茎，根
2	*Hydrocotyle ranunculoides*（ブラジルチドメグサ）	茎，根
3	*Pistia stratiotes*（ボタンウキクサ）	茎，根
4	*Azolla cristata*（アゾルラ・クリスタタ）	茎
5	*Coreopsis lanceolata*（オオキンケイギク）	根
6	*Gymnocoronis spilanthoides*（ミズヒマワリ）	茎，根
7	*Mikania micrantha*（ツルヒヨドリ）	根
8	*Rudbeckia laciniata*（オオハンゴンソウ）	根
9	*Senecio madagascariensis*（ナルトサワギク）	茎，根
10	*Drosera intermedia*（ナガエモウセンゴケ）	茎，根
11	*Myriophyllum aquaticum*（オオフサモ）	茎，根
12	*Ludwigia grandiflora*（ルドウィギア・グランディフロラ）	茎，根
13	*Ammophila arenaria*（ビーチグラス）	根
14	*Spartina*属（スパルティナ属）全種	茎，根
15	*Veronica anagallis-aquatica*（オオカワヂシャ）	茎，根
備考　括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。		

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下この項において同じ。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないもの並びに新令別表第二の第一の二及び三のイの種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の第一の二及び三のイの種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2　主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

（動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部改正）

第三条　動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「下欄」を「種名の欄」に改める。

農林水産大臣　山本　有二
環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十四号

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第二項及び第六項並びに第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項並びに公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　法第十三条第二項の政令で定める基準は、各児童相談所につき各年度において、同条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の数が、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとする。

一　当該児童相談所の管轄区域における人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。次号ロにおいて同じ。）を四万で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）

二　イに掲げる件数からロに掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を四十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）

イ　当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。ロにおいて同じ。）に係る相談に応じた件数

ロ　当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として厚生労働省令で定める人口一人当たりの件数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

法第十三条第六項の政令で定める基準は、各児童相談所につき、同条第五項の指導及び教育を行う児童福祉司の数が児童福祉司の数を六で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）であることとする。